

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

一般職の職員に支給する期末手当の支給割合の見直しに合わせて、市長、副市長および教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 青梅市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の227.5を」を「100分の217.5を」に改める。

第2条 青梅市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の227.5」および「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。